

(有) 菊屋薬局居宅療養管理指導の運営規定

有限会社菊屋薬局が実施する指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を以下の通り定める。

第1条 要介護又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

第2条

1. 菊屋薬局が実施する指定居宅療養管理指導の従業員は要支援者・要介護者がある有する能力に依り自立した日常生活を営むことが出来るよう、通院が困難な利用者に対してその居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることとする。
2. 指定居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条 指定居宅療養管理指導を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 有限会社 菊屋薬局
- (2) 所在地 岩手県岩手郡雫石町中町3-3-4

第4条 指定居宅療養管理指導の従業員の職種、員数は次の通りとする。

※ 薬剤師 専任常勤 2名 専任非常勤 2名

第5条 居宅療養管理指導の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

薬剤師による居宅療養管理指導 月曜日から金曜日 午前9時～午後6時

国民の祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

但し、緊急時の体制として携帯電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

【時間外連絡先：090-3406-0694】

必要に応じ、利用者の主治医又は医療機関に連絡を行うなど、対応を図る。

第6条 菊屋薬局が実施する指定居宅療養管理指導は、次の通りとする。

※ 薬剤師による指定居宅療養管理指導

第7条

1. 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。
2. 交通費の支払いを受ける場合は、予め利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得る。

第8条

1. 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 指定居宅療養管理指導の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分・有効期間・介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
3. 指定居宅療養管理指導等の提供を行う従業者は、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められた時には、これを提示する。

第9条 苦情処理の為の措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
 - ① 相談や苦情に対応する常設の窓口として、担当者を設置している。
 - ② 担当者不在の場合であっても、基本的な事項について従業員全員が対応できるように指導するとともに、担当者に内容を引継ぎ、相談・苦情への対応が早期に行えるよう配慮している。

担当者 清水 由美

管理者 薬剤師 佐々木 達也

連絡先電話 019-692-2057 携帯電話 090-3406-0694

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ③ 苦情があった場合は直ちに利用者等と連絡を取り、事情を聞き、苦情の内容を把握する。
- ④ 担当者は、その場で対応可能なものであっても、管理者と相談したうえで利用者に対応する。
- ⑤ 管理者は、担当者及び他の従業者を加え、苦情の処理に向けた検討会を行う。
- ⑥ 検討会議の結果を基に、処理結果をまとめ、管理者は原則として翌日までに具体的な対応を指示する。

第 10 条

- 1.従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2.従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約等に明記する。
- 3.この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は菊屋薬局が定めるものとする。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。